

◎電気用品安全法の一部を改正する法

律 (平成一九年二月二日法律第一一六号)

一、提案理由 (平成一九年一月二六日・衆議院経済産業委員会)

○甘利国務大臣

……………(略)……………

続きまして、電気用品安全法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

昨今、携帯電話等の電子機器に用いられる蓄電池について、その構造や材質の不良等の原因とする発火等の事故が急増しており、蓄電池の安全を確保するための措置を講ずることが喫緊の課題となっております。

また、旧電気用品取締法に基づく表示が付された電気用品と現行の電気用品安全法に基づく表示が付された電気用品との間で安全性が同等である実態が明らかになったこと等にかんがみ、規制の見直しを行うことが求められております。

このため、蓄電池を電気用品安全法の規制の対象として位置づけるとともに、旧電気用品取締法に基づく表示が付された電

気用品の販売等を認める特例措置を講ずるため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、電気用品安全法の規制の対象となる電気用品の定義に蓄電池を追加し、蓄電池の製造事業者または輸入事業者に対し、出荷時における技術基準への適合義務を課し、その基準に適合していない蓄電池の販売を禁止するなどの安全規制を講じていくこととしております。

第二に、旧電気用品取締法に基づく表示が付されている電気用品については、現行の電気用品安全法に基づく表示が付されている電気用品と同等の扱いとするための特例措置を講ずることとしております。

以上が、両法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告 (平成一九年一月二日)

○東順治君 ただいま議題となりました三案件につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、電気用品安全法の一部を改正する法律案につきまして、蓄電池による異常発熱等の危険の発生を防止するため、蓄電池を電気用品安全法による規制の対象に追加するとともに、旧電気用品取締法に基づく技術基準に適合した電気用品の安定的な流通を確保するため、電気用品の販売に係る特例措置を講じようとするものであります。

両法律案につきましては、去る十月二十四日本委員会に付託され、同月二十六日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、一昨日質疑終局後、採決を行った結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。……(略)……以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成一九年一〇月三一日)

政府は、中古品を含めた電気用品の安全性を確保するため、本法施行に当たり、次の点について適切な措置を講じるべきである。

一 多発しているリチウムイオン電池の事故は、ものづくり立国の維持発展を目指す我が国の信頼を揺るがす事態であること

電気用品安全法の一部を改正する法律

とに鑑み、再発防止を確保するため、設計、製造工程、使用形態等を視野に入れた安全基準の策定を図ること。

二 経過措置期間終了に伴う中古電気用品の流通に関する混乱を教訓とし、今後とも、中古電気用品市場の実態把握に努めつつ、旧電気用品取締法に適合した安全な電気用品の流通に支障が生じることのないよう関係者に周知徹底を図るとともに、中古電気用品の安全性の確保に向けた取り組みの促進に努め、消費者の安全確保に万全を期すること。

三、参議院経済産業委員長報告

(平成一九年十一月一四日)

○渡辺秀央君 ただいま議題となりました三案件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。……(略)……

次に、電気用品安全法の一部を改正する法律案は、リチウムイオン蓄電池の法制度上の位置付けを明確にし、基準適合義務を課するとともに、旧電気用品取締法の規定により電気用品に付された表示を現行法の規定により付されたPSEマークとみなす特例措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法案を一括して議題とし、経年劣化対策における消費者の責務の在り方、通知・点検制度の実効

電気用品安全法の一部を改正する法律

一〇

性を確保するための施策、PSE騒動の反省を踏まえ、今後の製品安全体制の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法案に対しまして、それぞれ附帯決議を行いました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成一九年一月二三日)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 携帯電話やノート型パソコンなどの携帯用電子機器での使用が急速に拡大しているリチウムイオン蓄電池については、発火事故等が起こった場合に甚大な被害をもたらすおそれがあることにかんがみ、業界と連携して、早急に適切な技術基準を策定すること等その安全対策に万全を期すこと。

二 社会的混乱を引き起こしたPSE騒動の反省を踏まえ、中古品販売事業者や消費者の信頼回復に努めるため、今回の法改正の内容や中古品の販売に当たって留意すべき製品事故情報等について、中古品販売事業者等への周知徹底を図るこ

と。

また、近年、中古品販売事業者数及びその市場規模が拡大していることを踏まえ、安全な中古電気製品が市場に流通するよう業界の自主制度の確立及びその普及に努めること。

右決議する。